

岩手県告示第313号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の所在地の変更に
ついて次のとおり届出があった。

平成23年4月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

精神通院医療

医療機関の名称	所在地		担当する医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷15番地1	盛岡市本宮五丁目15番1号	病院・診療所	平成23年2月21日
もりおか心のクリニック	盛岡市本宮字宮沢55番地5	盛岡市本宮六丁目1番48号	病院・診療所	〃
銀河薬局	盛岡市本宮字宮沢57番1号 エスタ本宮1F	盛岡市本宮六丁目1番55号	薬局	〃